

気象条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について

鳥取県立米子西高等学校

1 学校を臨時休業とする場合

(1) 基準等について

原則として、以下の表1の「情報」の欄の各基準により、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する（当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール（登録者に限る）に配信する）。

〈表1 避難情報等の情報等による臨時休業の基準について〉

情報	避難情報等 (気象庁又は市町村が発令※1)	防災気象情報 (国土交通省、気象庁、都道府県が発表)	その他
基準	①午前7時の段階で、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対して、 <u>警戒レベル3～5※2の何れかが発令されている場合</u>	①午前7時の段階で、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対して、 <u>大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発表されている場合</u> ②午前7時の段階で、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対して、 <u>土砂災害警戒情報が発表されている場合</u> ③午前7時の段階で、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対して、 <u>大雨警報及び洪水警報が発表されている場合</u> ④午前7時の段階で、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対して、 <u>少なくとも大雨警報等の警報が一つは発表されており、以降の気象予報から、臨時休業の必要があると校長が認めた場合</u>	①気象条件、JRの運行状況・運行計画等により総合的に判断すると臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※1 警戒レベル3以上は市町村が発令（警戒レベル1及び2については、気象庁が発表）

※2 「警戒レベル」とは、平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるような防災情報

(2) その他

登校のため、午前7時までに自宅等を出発する生徒は、出発時の気象状況から、学校所在地（米子市就将地区）を含む地区に対する避難情報、防災気象情報及びJR等交通手段の運行情報等の収集に努め、「自らの命は自らが守る」意識を持って慎重な判断を行うこと。

2 学校は臨時休業としないが、登校できない生徒を欠席扱いしない場合

原則として、以下の（１）及び（２）の場合は、生徒の安全等を優先し、登校を要しない。（当該登校を要しない旨は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール（登録者に限る）に配信する）。

（１）居住地区に避難情報等の発令等がある場合

ア 登校のため自宅等を出発する時点で、生徒の居住地区に１（１）の避難情報等にある警戒レベルが発令又は防災気象情報にある①～③の警報が発表になっている場合

イ 学校ホームページにより、指定する地区の生徒は登校を要さない旨の情報が掲載された場合

（２）ＪＲの各路線に運休等があった場合

概ね４限の授業開始時刻までに登校できる見込みがない場合については、登校せず安全確保に努める、若しくは家庭学習を行うこと。

ア 各路線の基準について

以下の表２のとおり。

〈表２ 各路線利用の生徒に対する登校を要さない場合の運行状況の基準について〉

路線利用	山陰本線を利用する生徒	伯備線を利用する生徒	境線を利用する生徒
基準	通学に利用する列車から 米子着 11:14（鳥取発 8:04） の列車まで運休又は取り止 めの場合	通学に利用する列車から 米子着 8:52（岡山発 5:25） の列車まで運休又は取り止 めの場合 ※以降の列車（特急は除く） が米子着 11:34 のため	通学に利用する列車から 米子着 10:20（境港発 9:20） の列車まで運休又は取り 止めの場合
	山陰本線及び境線の 基準となる列車が３０分以上の遅れにより、運行している場合につ いても、登校を要しない。 伯備線の 基準となる列車が１時間以上の遅れにより、運行している場合についても、 登校を要しない。		

3 途中で授業を中止し下校させる場合

気象条件、ＪＲの運行状況・運行計画等により校長が総合的に判断し決定する。（当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール（登録者に限る）に配信する）。

4 その他

この基準等は令和元年７月２５日から適用する。

この基準等は令和５年４月 １日から適用する。（表２の時刻等の修正）